

告 示

埼玉県熊谷県土整備事務所長告示第六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和五年三月三十一日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県熊谷県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和五年三月三十一日

埼玉県熊谷県土整備事務所長 小 高 巖

路線名	深谷寄居線
供用開始の区間	深谷市西島五丁目九八〇番三地先から 同市西島五丁目九八〇番三地先まで (ただし、関係図面に表示する部分に限る。)
供用開始の期日	令和五年三月三十一日
備考	令和二年六月五日付け埼玉県熊谷県土整備事務所長告示第 五号で告示した道路予定区域の一部供用開始である。 延長三三・五九メートル